

子規庵宇宙の会会則

(名称)

第1条 本会は子規庵宇宙の会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を荒川区東日暮里の株式会社ライトコンパス内に置く。

(目的)

第3条 本会は、財団法人子規庵保存会の子規庵維持保存事業及び公開事業に関する補助を行い、会員相互の研鑽と親睦を図り、教育文化の維持向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 財団法人子規庵保存会からの受託業務
- (2) 上記事業に関連する業務

(会員)

第5条 本会の趣旨に賛同し、入会申し込みをもって会員とする。会員には、顔写真入りの会員証を交付する。

(会員証)

第6条 会員証は本人に限り通用するものとし、他人に貸与してはならない。
2、会員証は、特別の事情がある場合を除き再発行はしない。
3、会員は、住所、氏名等に変更があった場合は、速やかに事務所に届け出なければならない。
4、会員期間中に退会した場合は会員証を本会に返還しなければならない。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名
- (2) 会計 1名
- 2、理事は正会員間において選任し、理事の互選により会長及び副会長2名を定める。但し、副会長の内1名は子規庵保存会の公開事業担当理事があたる。尚、設立にあたっての理事は発起人の中より互選にて決定する。
- 3、役員任期は、2年とする。ただし補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。
- 4、役員は再任することができる。

(役員等の任務)

第8条 本会の役員等の任務は、次のとおりとする。
(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あつたときは、その職務を代理する。
(3) 理事は、会務を分掌し、かつ理事会を組織して本会の運営にあたる。
(4) 会計は子規庵よりの実費精算業務を行う。

(理事会)

第9条 理事会は会長が招集し議長となる。
2、理事会は、理事で構成し、年1回以上、必要に応じて開催する。
3、理事会は、会員の要望等を尊重し、本会の基本方針、その他重要な事項を審査し決定する。
4、理事会の議事は、出席者の過半数で決する。

(会計)

第10条 本会の経費は、子規庵よりの交通費精算の他は、寄付によるものとする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則変更)

第12条 本会の会則は、理事会において出席者の過半数の同意を得なければ変更することが出来ない。

(補則)

第13条 この会則の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

第14条 正会員は、この会の設立発起人をもって当てる。

第15条 この会は、財団法人子規庵保存会の承認をもって成立する。

付 則

この会則は、平成22年 3月 1日から実施する。